

# 平成26年 会社法改正の概要

---

2015年 明治大学法曹会 講演会資料  
(共催:明治大学法科大学院)

於 明治大学リバティタワー

平成27年6月27日(土)

明治大学法科大学院

院長 河内 隆史

# 平成 26 年会社法改正の概要

明治大学法科大学院  
院長 河内 隆史

## I 会社法改正の経緯

- 2005（平成 17）年 会社法制定
- 2010（平成 22）年 2 月 法制審議会第 162 回会議  
会社法制見直しの諮問  
法制審議会会社法制部会  
（部会長・岩原紳作東京大学教授）
- 2011（平成 23）年 12 月 「会社法制の見直しに関する中間試案」公表
- 2012（平成 24）年 9 月 「会社法制の見直しに関する要綱」採択
- 2013（平成 25）年 第 185 回国会（臨時会）  
「会社法の一部を改正する法律案」  
及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係法律の整備等に関する法律案」提出
- 2014（平成 26）年 第 186 回国会（常会）継続審議  
6 月 20 日 可決成立日  
6 月 27 日 公布（法律第 90 号）
- 2015（平成 27）年 5 月 1 日 施行

## II 改正法案の概要

### 第1 企業統治に関する改正

#### 1 取締役会の監督機能

##### (1) 監査等委員会設置会社制度の創設

- ・監査等委員会設置会社（改正2条11号の2）の創設

取締役会・会計監査人は必須、監査役の設置不可（改正327条1項3号4項5項）

監査等委員会＝取締役である監査等委員3人以上で構成、過半数は社外取締役（改正331条6項, 399条の2第2項）。

株主総会は監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と区別して選任（改正329条2項）

- ・委員会設置会社→「指名委員会等設置会社」に名称変更（改正2条12号）

##### (2) 社外取締役を置いていない場合の理由の開示（改正327条の2）

大会社かつ公開会社である監査役会設置会社のうち金商法24条1項により有価証券報告書を提出しなければならない株式会社→社外取締役が存しない場合は、社外取締役を置くことが相当でない理由を定時株主総会で説明。

\*東証有価証券上場規程436条の2

- ・上場会社は独立役員1名以上の確保が企業行動規範の「遵守すべき事項」
- ・独立役員届出書の提出義務（有価証券上場規程施行規則436条の2）

##### (3) 社外取締役及び社外監査役の要件

- ・社外取締役（改正2条15号）＝①親会社等（自然人に限る）又は親会社等の取締役・執行役・支配人その他の使用人でないこと、②親会社等の子会社等（兄弟会社）の業務執行取締役等でないこと、③株式会社の取締役・執行役・支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人に限る）の配偶者又は2親等内の親族でないことを追加。

「過去に」を「その就任の前10年間」に変更。

- ・社外監査役（改正 2 条 16 号）＝①親会社等（自然人に限る）又は親会社等の取締役・監査役・執行役・支配人その他の使用人でないこと、②兄弟会社の業務執行取締役等でないこと、③株式会社の取締役・支配人その他の重要な使用人又は親会社等（自然人に限る）の配偶者又は 2 親等内の親族でないことを追加。  
「過去に」を「その就任の前 10 年間」に変更。

- (4) 取締役及び監査役の責任の一部免除（改正 425 条 1 項 1 号ハ, 427 条 1 項）
- (5) 企業集団の業務の適正確保のために必要な体制の整備（改正 348 条 3 項 5 号等）

## 2 監査役の権限

- (1) 会計監査人の選解任等議案の内容の決定（改正 344 条）
- (2) 監査役の監査の範囲に関する登記（改正 911 条 3 項 17 号）

## 3 株主の監督的権利

- (1) 株主代表訴訟
  - ・多重代表訴訟（改正 847 条の 3 以下）
  - ・株式会社が株式交換をした場合における株主代表訴訟（改正 847 条の 2）
- (2) 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由（改正 125 条 3 項, 252 条 3 項）

株主名簿・新株予約権原簿の閲覧等の請求の拒絶事由の削除～「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき」

- (3) 株主総会等の決議の取消しの訴えの原告適格（改正 831 条）

株主総会等の決議取消しの訴えの原告適格～当該決議の取消しにより株主・取締役等となる者にも認める。

## 第2 資金調達に関する改正

### 1 支配株主の変動を伴う募集株式の発行等（改正206条の2第1項）

公開会社：募集株式の発行等により募集株式の引受人が総株主の議決権の過半数を有することとなる場合→①払込期日等の2週間前までに当該引受人（特定引受人）に関する情報を株主に通知しなければならない。

\*例外：特定引受人が当該公開会社の親会社等、株主割当て

②通知日から2週間以内に総株主の議決権の10%以上の議決権を有する株主が公開会社に対し特定引受人による募集株式の引受けに反対の通知

③払込期日の前日までに当該特定引受人に対する募集株式の割当て等につき株主総会の普通決議による承認が必要。

\*例外：当該公開会社の財産の状況が著しく悪化している場合で、当該公開会社の事業の継続のため緊急の必要があるとき

※同様の規律：募集新株予約権の発行（改正244条の2）

### 2 出資の仮装による募集株式の発行等（改正213条の2, 213条の3, 209条）

①募集株式の払込金額の払込みを仮装した場合

②現物出資財産の給付を仮装した場合

・募集株式の引受人は株式会社に対し、①払込みを仮装した払込金額の全額の支払又は②当該現物出資財産の給付（株式会社が当該給付に代えて当該現物出資財産の価額に相当する金銭の支払を請求した場合は、当該金銭の全額の支払）の義務を負う。責任免除～総株主の同意。株主代表訴訟の対象。

・出資の履行の仮装に関与した取締役・執行役は株式会社に対し、①の払込金額又は②の金銭の全額に相当する金額を支払う義務を負う。

職務を行うにつき無過失を証明→免責

・出資の履行を仮装した募集株式についての株主の権利の行使  
募集株式の引受人は、支払等の義務の履行後でなければ行使できない。  
当該募集株式の譲受人は、悪意又は重過失がなければ株主の権利を行使できる。

※同様の規律：設立時発行株式の発行、募集新株予約権の発行・行使における仮払込（改正 52 条の 2, 102 条, 102 条の 2, 282 条, 286 条の 2, 286 条の 3）

- 3 新株予約権無償割当てに関する割当通知（改正 279 条 2 項）
- 4 募集株式が譲渡制限株式である場合等の総額引受契約（改正 205 条 2 項）
- 5 発行可能株式総数に関する規律（改正 180 条 2 項 4 号等）

### 第 3 親子会社に関する改正

#### 1 組織再編における株式買取請求等

(1) 反対株主による行使株式等の買取りの効力発生時

- ①会社法 116 条 1 項各号の行為をする株式会社、事業譲渡等をする株式会社、存続株式会社等、吸収分割株式会社又は新設分割株式会社に対する株式買取請求
- ②吸収合併消滅会社又は株式交換完全子会社に対する株式買取請求
- ③新設合併消滅会社又は株式移転完全子会社の株式
- ④株式併合における株式買取請求

株式買取りの効力発生時＝株式買取請求権の発生原因となる会社の行為の効力発生日

（改正 117 条 6 項, 470 条 6 項, 786 条 6 項, 798 条 6 項, 807 条 6 項, 182 条の 5 第 6 項）

\* 公正な価格の基準時：最判平 23. 4. 19 民集 65-3-131, 最判平 23. 4. 19 民集 66-3-1784

\* 株券が発行されている株式 ・ 買取請求には株券提出が必要  
（改正 116 条 6 項等）

・ 株主名簿の名義書換に関する会社法 133 条は適用されない  
（改正 116 条 9 項等）

※同様の規律：新株予約権買取請求（改正 118 条 6 項 7 項 10 項等）

- (2) 簡易組織再編、略式組織再編等における株式買取請求
- ・簡易事業譲渡の譲受会社・簡易組織再編の存続株式会社等の反対株主は株式買取請求権を有しない（改正 469 条 1 項 2 号、797 条 1 項ただし書）
  - ・略式事業譲渡・略式組織再編の場合に特別支配会社は株式買取請求権を有しない  
（改正 469 条 2 項 2 号 3 項, 785 条 2 項 2 号 3 項, 797 条 2 項 2 号 3 項）
- (3) 株式買取請求に係る株式等に係る価格決定前の支払制度（改正 117 条 5 項等）
- ※同様の規律：新株予約権買取請求（改正 119 条 5 項等）
- (4) 買取口座の創設（改正振替法 155 条等）。

## 2 組織再編等の差止請求

- ①全部取得条項付種類株式の取得（改正 171 条の 3）
  - ②株式の併合（改正 182 条の 3）
  - ③簡易組織再編を除く組織再編（改正 784 条の 2, 796 条の 2, 805 条の 3）
- これらの行為が法令定款に違反し、かつ、株主が不利益を受けるおそれがあるとき→株主はこれらの行為の差止めを請求できる。

## 3 会社分割等における債権者保護

- (1) 詐害的会社分割等における債権者保護（改正 759 条 4 項, 764 条 4 項, 766 条 4 項）分割会社が残存債権者を害することを知って会社分割をした場合→残存債権者は承継会社等に対して承継した財産の価額を限度として当該債務の履行を請求できる。
- ・吸収分割の場合、吸収分割承継会社が吸収分割の効力発生時に残存債権者を害すべき事実を知らなかったとき→免責（改正 759 条 4 項ただし書）
  - ・分割株式会社が吸収分割の効力発生日・新設分割設立会社の成立日に全部取得条項付種類株式の取得又は剰余金の配当（取得対価・配当財産が承継会社等の株式・持分のみ）をする場合（人的分割）→適用除外（改正 759 条 5 項, 764 条 5 項, 766 条 5 項）  
残存債権者に対する債務履行責任の消滅（改正 759 条 6 項、764 条 6 項、766 条 6 項）
- ①分割会社が残存債権者を害することを知って会社分割をしたことを知った時か

ら2年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間経過時

②会社分割の効力発生日から20年経過時

- \*判例：詐害行為取消権（最判平24.10.12金判1402号16頁）  
会社法22条の類推適用（最判平20.6.10判時2014号150頁）  
法人格否認の法理（福岡高判平23.10.27金判1384号49頁）
- ※同様の規律：詐害的な事業譲渡（会社法23条の2）。

- (2) 分割会社に知れていない債権者の保護（改正759条2項3項,761条,764条）  
会社分割に異議を述べられる分割会社の債権者で、各別の催告を受けなかったもの吸収分割契約・新設分割計画で会社分割後に分割会社に債務の履行請求できない旨規定→分割会社・承継会社等の双方に対して分割会社が会社分割の効力発生日に有していた財産の価額を限度として当該債務の履行を請求できる

#### 4 親会社による子会社株式等の譲渡（改正467条1項2号の2）

株式会社が子会社の株式・持分を譲渡する場合に

- ①譲渡する株式・持分の帳簿価額が当該会社の総資産額の5分の1を超え、かつ
- ②当該会社が効力発生日に当該子会社の議決権総数の過半数を有しないとき  
→効力発生日の前日までに株主総会の特別決議による承認を要する。
  - ・反対株主の株式買取請求権
  - ・価格決定申立権等



## 第4 キャッシュ・アウトの整備

### 1 特別支配株主の株式等売渡請求（改正 179 条以下）

特別支配株主は対象会社の株主の全員に対して対象会社の保有株式全部を売り渡すことを請求できる（改正 179 条 1 項）。対象会社の新株予約権・新株予約権付社債の全部の売渡請求もできる（同条 2 項・3 項）＝株式等売渡請求

- ・特別支配株主＝株式会社の総株主の議決権の 90%以上を当該株式会社以外の者及び当該者が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずる法人（特別支配株主完全子法人）が有している場合における当該者。
- ・株式等売渡請求～売渡株主・売渡新株予約権者（売渡株主等）に対して、交付する対価、株式・新株予約権の取得日等を定めてしなければならない（改正 179 条の 2）
- ・特別支配株主から対象会社への通知→対象会社の事前承認（改正 179 条の 3）  
取締役会設置会社～取締役会決議による承認
- ・承認した対象会社が売渡株主等に対し通知・公告～取得日の 20 日前（改正 179 条の 4）
- ・株式等売渡請求に関する書面等の事前備置手続（改正 179 条の 5 第 1 項）
- ・事後備置手続（改正 179 条の 10 第 1 項・2 項）
- ・売渡株主等の閲覧・謄写請求権（改正 179 条の 5 第 2 項、179 条の 10 第 3 項）
- ・特別支配株主による株式等売渡請求の撤回の制限（改正 179 条の 6）
- ・売渡株主等の売渡株式等取得差止請求権（改正 179 条の 7）
- ・売渡株主等の価格決定申立権（改正 179 条の 8）等
- ・売渡株式等取得の全部無効～訴えをもってのみ主張できる。取得日から 6 か月以内、原告適格は取得日における売渡株主や対象会社の取締役等に限定、特別支配株主が被告（改正 846 条の 2、846 条の 3）

## 2 全部取得条項付種類株式の取得

- ・全部取得条項付種類株式の取得に関する書面等の事前備置（改正 171 条の 2 第 1 項）
- ・事後備置手続（改正 173 条の 2 第 1 項・2 項）
- ・株主の閲覧・謄写請求権（改正 171 条の 2 第 2 項、173 条の 2 第 3 項）
- ・株主の全部取得条項付種類株式取得差止請求権（改正 171 条の 3）
- ・株主の価格決定申立権（改正 172 条）等

## 3 株式の併合により端数となる株式の買取請求

- ・株式の併合に関する書面等の事前備置（改正 182 条の 2 第 1 項）
- ・事後備置（改正 182 条の 6 第 1 項・2 項）
- ・株主の閲覧・謄写請求権（改正 182 条の 2 第 2 項、182 条の 6 第 3 項）
- ・株主の株式併合差止請求権（改正 182 条の 3）
- ・反対株主の株式買取請求権（182 条の 4）
- ・株主・株式会社の価格決定申立権（改正 182 条の 5）
- ・株式買取請求に応じて株式を取得する場合に請求株主に対する支払金額が分配可能額を超えるととき→業務執行者の超過額支払義務（改正 464 条 1 項）

### Ⅲ 会社法務に対する改正の影響

